

第217回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和5年9月15日（金）午後1時30分～午後2時20分
- ・開催場所：県庁本館3階 特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、高瀬達夫委員、中條由規委員、田川賀子委員、
宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、丸茂岳人委員、寺沢さゆり委員、
山村 弘委員、藤巻浩之委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 関口広喜）
信夫隆生委員代理（関東農政局農村振興部課長補佐 野田和史）
- ・欠席委員：酒井美月委員、堀内優香委員

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

定刻になりましたので、ただ今から、第217回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の木下弘志と申します。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて進行の方進めさせていただきます。

はじめに、委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は、13名でございます。委員総数15名の半数以上でございますので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定によりまして、本審議会は成立いたしました。

なお、酒井美月委員、堀内優香委員からは欠席の旨、あらかじめご連絡いただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は、4種類でございます。確認をお願いします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1部、その他資料が1部の4種類を事前に郵送しております。また、本日お配りいたしました資料として、「当日配布資料」が1部ございます。資料確認につきましては、以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

次に、代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長藤巻浩之様の代理で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長関口広喜様でございます。次に、農林水産省関東農政局局長信夫隆生様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課野田和史様でございます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。本日、委員の皆様の前にマイクが設置してございます。御発言の際は、マイクを近づけていただき、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件1件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、「会長が議長とな

る」とされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員を議長として指名いたします。高瀬達夫委員及び中條由規委員をお願いいたします。

(2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。

(事務局：都市・まちづくり課 橋本主任)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の橋本悠介と申します。よろしくをお願いいたします。本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら、受付にて住所、氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お配りしております「当日配布資料」の5ページをご覧ください。令和5年7月14日に開催しました第216回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては、記載のとおり許可予定となっております。

以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告に関して何かご指摘ございますか。よろしいですね。

(3) 議案審議

議第1号 須坂都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは、議案審議に入りたいと思います。本日は1点でございます。長野県からの付議のありました、議第1号須坂都市計画道路の変更についてご説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の松林と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは議第1号須坂都市計画道路の変更について説明させていただきます。議案は議1の1ページから1の11ページとなります。

本日の都市計画案につきまして都市計画法第15条の2、第1項の規定により須坂市長から令和5年4月28日付けで変更案の申し出があり、県としてはその案を尊重し申し出案のとおり都市計画変更をすることが適当と判断し都市計画の手続を進め本審議会に付議するものでございます。

お手元の資料議1の7ページをご覧ください。お手元にはタブレットで同じものを示しておりますのでご覧いただけるかと思えます。今回付議しております、県決定道路は須坂都市計画道路3・5・3号駅前線、3・4・4号山田線の変更を行うものでございます。県決定の道路と同時に手続を進めております、須坂市決定の都市計画変更といたしまして、須坂都市計画道路3・5・2号飯山線、3・5・6号八町線の変更、須坂都市計画用途地域の変更、須坂都市計画伝統的建造物群保存地区の決定がございます。須坂市決定の都市計画変更につきましては、令和5年8月8日に開催された須坂都市計画審議会で変更案を付議され、変更案が可決されております。

須坂都市計画道路の概要について説明いたします。須坂都市計画道路は昭和15年当初路線が決定され、その後昭和36年に全面改正を行い13路線が決定されております。以降新たな都市計画道路の決定や変更が行われ現在19路線が計画決定されております。総延長は約48.1キロメートル、そのうち整備済み延長が約23.7キロメートルであり令和4年度末時点での整備率は約49%にとどまっております。須坂都市計画道路の多くは高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定して計画されておりますが、近年は少子高齢化に伴う人口減少や景気低迷など都市計画決定当時と比べ、社会経済情勢も変化しているなかその必要性に変化が生じている区間があります。そのような状況を踏まえまして須坂市では平成17年度から都市計画道路の見直しに取り組み、対象地域との合意形成や関係機関協議を進めてまいりました。また、令和3年3月策定の第6次須坂市総合計画において減少が進む歴史的建造物の保存、町並みの保全を図るため重要伝統的建造物群保存地区の設定に向けた取組を市民とともに進めるとともに、伝統的建造物群保存地区内に存在する都市計画道路のあり方についても検討を進めてまいりました。凡例の水色

で示した都市計画道路は平成27年度に廃止や区域の変更を行った路線でございます。

今回の変更につきまして、平成27年度の変更開始の実施以降当該路線について伝統的建造物群保存地区に関わる調整が図られたため須坂市とあわせて変更するもので、図の太線黄色と赤色で示した部分の廃止と区域変更を行うものでございます。

続きまして配布資料はございませんがタブレット、スクリーンをご覧ください。

ここで今回の都市計画道路の変更の要因となっております、伝統的建造物群保存地区の概要について説明いたします。伝統的建造物群保存地区とは伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため定める地区で民家や土蔵など歴史的な建物の集まりや石積みや樹木などの周辺環境を歴史的、景観的なまとまりとして市町村が将来にわたり保存すると定める地区になります。伝統的建造物群保存地区に決定されると保存のための規制がかかるようになります。将来にわたって町並みの連続性を保つことが目的とするため区内を通る予定の都市計画道路の見直しが必要となります。写真は須坂市内に存在しております、伝統的建造物群を示しております。

続きましてタブレットをご覧ください。須坂市伝統的建造物群保存地区の範囲を拡大し示したものになります。赤線が伝統的建造物群保存地区の範囲を、薄赤色の線が今回変更する都市計画道路の既決定区間、黄色の線が今回の変更で廃止をする都市計画道路の区間になっております。スクリーン中央の今回廃止する区間の中には、右下の写真でお示しするように、浮世小路と呼ばれる小路と伝統建造物が存在しております。未整備の都市計画道路を整備した場合、沿道の伝統的建造物が除却され伝統的な町並みが分断されてしまうことから伝統的建造物群保存地区の決定に合わせて都市計画道路の廃止を行うものでございます。

続きまして議1の8ページ、お手持ちの資料議1の8をご覧ください。タブレットでも同じものを表示しております。今回付議しております路線の変更は、図上にオレンジ色の枠で示した箇所になります。須坂市の東西方向に延びる3・4・4号山田線の終点側、延長約2,540メートル区間の廃止と3・5・3号駅前線の終点側延長約630メートルを追加するものでございまして、黄色の線が廃止区間、赤色の線が追加区間、薄赤色の線が既決定区間を示しております。

続きまして、資料議1の9ページから議1の11ページは今回変更する箇所の計画図になります。タブレット、スクリーンには、今回分割された計画図3枚ございますが、これを1枚に繋ぎ合わせた図面を映しておりますのでこちらも併せてご覧ください。2路線の変更理由についてご説明いたします。3・4・4号山田線は昭和36年に当初決定され市街地の中心を東西に横断する幹線道路として長野市との行政界を起点とし高山村との行政界を終点とする全長約6,810メートルの路線でございます。この度、須坂市中心市街地において須坂伝統的建造物群保存地区を決定するにあたり当該路線と伝建範囲が重複する区間を廃止するとともに、当該路線の上中町交差点から高山村との行政界までの区間が担っている機能を3・5・3号駅前線へ振り替えることにより全長約2,540メートルの区間を廃止し終点位置の変

更を行うものでございます。3・5・3号駅前線は昭和36年に当初決定され大字須坂字宗石を起点とし3・4・4号山田線との交点を終点とする全長約2,490メートルの路線でございます。先ほどご説明申し上げました3・4・4号山田線の廃止に伴いまして3・4・4号山田線が担っていた機能を本路線に振り替えるものでございます。既決定の終点から高山村との行政界までの延長約630メートルの区間を追加し終点位置の変更を行うものでございます。3・4・4号山田線を廃止した場合の東西方向のネットワークといたしましては、3・5・3号駅前線の終点を高山村との行政界まで延長することにより2車線で整備されております3・5・3号駅前線と3・4・4号山田線を南北に連携する道路、こちらとあわせて3・5・3号駅前線によりネットワークが担保されるものになっております。須坂市からこのような変更案の申し出を受け県としても妥当と判断して今回、都市計画の変更を行うものでございます。

これまでの説明を踏まえまして資料戻りますけれども議1の3ページをご覧ください。こちらの新旧対照表になります。3・5・3号駅前線につきましては、終点側約630メートル区間の追加に伴い赤字の部分になりますが、延長、幹線街路と平面交差数がそれぞれ変更となります。また、今回の変更に合わせて、平成10年に施行された都市計画法施行令の1部を改正する政令及び都市計画法施行規則の1部を改正する省令に基づき車線数を決定するものでございます。3・4・4号山田線につきましては終点側約2,540メートル区間の廃止に伴い赤字の部分になりますが、終点の位置、延長、幹線街路との平面交差数がそれぞれ変更となります。

最後にお手持ちの資料議1の6ページをご覧ください。本案件につきましては、令和4年9月から地域で説明会を行い、その後都市計画法に基づく、公聴会を令和5年7月2日に予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため中止となりました。その後令和5年7月19日から8月1日まで計画案の縦覧を行いましたがい見書の提出はございませんでした。また、須坂市への意見聴取を行いましたがい、令和5年8月8日付けで案のとおり異議がない旨、回答をいただいております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(柳沢議長)

ただいまの説明に関しましてご意見とご質問がありましたらお願いいたします。伝建地区の指定に伴って関連するところを廃止して、一部それに連なるところも廃止して、廃止に伴う機能を補うために既存の一部を追加したとそんな感じでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうですね。

(柳沢議長)

いかがでしょうか。高瀬委員。

(高瀬委員)

はい、高瀬です。上中町交差点のところでちょうど廃止になるわけですがけれども、この交差点から北に上がって行って上に接続されるところが廃止になっているんですけど、これ県道が存在していると思うんですけども、交通量は少ないんでしょうか。もし多ければ少し廃止というのはわかりますけれども少し整備を考えて、これも整備と考えておられるのかどうかというのをお聞きしたいです。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今いただきました内容につきましてですけれども上中町交差点から上の道ではなくて、黄色で縦になっているところでしょうか。

(高瀬委員)

いえ、上中町のところが突き当りに今度なるわけですよ。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうですね。

(高瀬委員)

現状としてそこからもたぶん南北に行く車が、直進は狭いでしょうけれどもいると思うんですけどもその交通量が今まではこの先ができるからということで、その道を北に上がっていくというほうはそんなに検討しなくてよかったんでしょうけれどもここが終わりということになると多少上中町にもこのちょっとした区間なんでしょうけれども、ここの部分の車が今多いのか少ないのかがまず前提でしょうけれども、多くなければそのままでもいいんでしょうけれどもある程度交通量があるならば、その歩道の整備とか短い区間ですけども検討されているのかというのをお聞きしたいということです。須坂病院北交差点で北に上がって行くようにと促すのはわかるんですけども使っている側からすると上中町交差点まで行ってから曲がるということも考えられるのかとそれは大丈夫なのかをお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

上中町交差点から南北に現道がございまして、南には国道また北側に上がって行く道につきましては県道としてそれぞれ現道が2車線で整備されております。交通量も現況では2車線ありますが、今一部歩道等も整備されている中で今回、上中町交差点で廃止になるんですけども南北方向につきましては

都市計画道路2本、この写真で行きますと①②の部分、それと上中町交差点の北側へ現在繋がっておりますが、こちらについても2車線で整備されている状況でございますのでこちらでの接続についてこちらを廃止してもネットワーク的にはこちらのほうで処理できると考えております。

(高瀬委員)

ということではなくて、歩行者とかに対してどうなのか自転車、歩行者がいることは考えられると思うんですけどもその場合の歩道がきちっと整備されているのかどうかという話をお聞きしたいなど。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

こちらにつきましては、現在2車線で整備されておまして、歩道も一部整備されております。

(高瀬委員)

須坂市さんに聞いているんですけど、わからなければ須坂市さんいらっしゃっていただければ。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今タブレットのほうに写真を示しているんですけども、こちら上中町交差点から北側へ上に見える交差点が上中町交差点になりまして、手前の部分が北側に繋がっている県道になりますけれどもこちらにつきましては両側に歩道がございます、そちらのほうで歩行者については処理できると考えております。

(高瀬委員)

問題ないというふうに判断を県はされているということですのでよろしいですね。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長)

都市・まちづくり課長の井出です。補足させていただきますと、写真を見たとおりでございまして、狭いですが歩道は整備されております。ここも伝建地区の一部に指定する予定でして、写真を見ただけであればわかるように両側に良好な蔵並の建物がありますので、ここを広げるといのはもうちょっと伝建地区の指定と相反する話になりますので現状で2車線ありまして歩道も狭いながらあることで交通の安全性を確保されているものと考えております。

(高瀬委員)

交差点これも拡大してみると交差点のところも内側の部分はちゃんと周りも整備されているようなのでいいと思います。あと、住民の方が色々意見を言われなかったのが交差点の反対側、東側にあたりませんがその部分の歩行者だまりがない部分に関してどのように考えているのか、地域から意見が出なかったということならそれまでなんでしょうけれど、少しそういったところの安全性というのがどうしてもこういうところってセットで整備をしていくので、廃止にしてしまうとこの交差点というのは結構そのままになってしまうパターンがあるので、このあたり少し地域の方々とお話をされて改善する点があるならば改善するようにしていただければと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長)

わかりました。そのようなかたちでまた今後も須坂市さんと住民の皆さんと打ち合わせしながら改善できるところは伝建の建物に支障のない範囲でやっていきたいと思っています。

(柳沢議長)

今のご指摘の関連で伝建地区を定めるにあたって廃止せざるを得ないところは廃止するのはわかる。けど廃止しても大丈夫かっていう話があまり説明の中になかったのが車の交通、人の流れに対して廃止しても支障がないと、今ご指摘のところだけではなくて全体的にそういう説明があるんだけど、それはどんな説明になっているのでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今回の廃止に伴いまして、将来の交通量を確認した中でも一部の路線では交通量の増加等見受けられましたが、全体といたしましても混雑度1.25未満ということで大きな支障がないという判断をしております。

(柳沢議長)

判断した根拠はないのね。ちゃんとチェックはされているわけですね。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長)

将来の交通量を予測いたしまして、今黄色の部分が廃止になるんですけれども、先ほど説明でもさせていただきましたが、東西の幹線は3・5・3号駅前線というのがメインの幹線になりますけれどもそちらのほうの将来交通量ともチェックしたうえで廃止しても大丈夫だということをしております。

(柳沢議長)

この縦のほうも。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長)

縦も駅から東側に行きまして大きな都市計画決定の残す道路が2本、横町中央交差点部分と須坂病院北交差点部分があるんですが、その路線は整備されておりまして、先ほどからお話いただいています上中町交差点3本の大きな交差点がございますので交通量的にはそちらのほうで十分賄えるという推計になっております。

(柳沢議長)

他にはご指摘、ご意見ございませんか。

(田川委員)

田川です。よろしく申し上げます。実はこのエリアの中に住んでいまして今回この決定実は知らなかったんですけど、今の上中町交差点から北側に南北ですけれども非常に古い建物が残ってまして、田中本家博物館のあたりまで景観が非常にいいものなんですね。ただ非常に交通量が多くてトラックとかも結構通ります。事故が多い路線でもあるということで地元のほうでは認識がある通りなんです。観光的にこのエリア非常に中心になるような気がしますので車をできるだけ、今度指定される駅前線のほうに誘導するようなかたちにしてできるだけ上中町交差点の南北の蔵造りの街並みが残っているところに車の流入をできるだけ避けるようなかたちでこの整備を進めていただけるとありがたいというのが1点と、現状須坂病院北交差点から北に向かって駅前線にぶつかる交差点ですけれども信号が何もないんですよ。すごく危ない場所として認識されていますので、都市計画道路が廃止になったということは上中町から西へは大きな道は通らないですのでそのへんの安全面も含めて整備をしていただけるとありがたいかなというふうに思いました。

(柳沢議長)

今のご指摘に関して。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今ご指摘いただいた点につきまして、現状等把握しながら必要なものにつきましては須坂市、また道路管理者の中で協議、調整していきたいと考えております。

(柳沢議長)

現地をご存知の方のご指摘ですから。それでは他にご発言ありますか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので採決いたしたいと思いますが、採決の方法につきましては前回ご説明したと思いますけれど、意見書がなくて皆さんからも反対意見がないという場合は簡易採決ということにしていいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

それでは、議第1号について議案どおり決することにご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

異議なしということで、議第1号は原案どおり決定いたしました。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございました。

その他 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続について

(柳沢議長)

次に、次第のその他に移ります。

佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続について、事務局のほうからご説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

建設部都市まちづくり課の高野佳敏と申します。本日は、佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続につきまして現在の手続状況と今後の予定等をご報告させていただき

ます。それでは着座にて失礼いたします。

その他の資料1をご覧ください。お手元の資料とスクリーン及び、タブレットに示します資料は同様のものですので、見やすいほうをご覧くださいと思います。3ページをお願いいたします。令和元年から令和2年にかけて何度かご報告させていただいております案件となりますが、期間が空いておりますし、また新しい委員の方もいらっしゃいますので改めて環境影響評価と都市計画の関係からご説明をさせていただきます。環境影響評価とは大規模開発事業など環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業を実施しようとする事業者が環境に与える影響について調査、予測、評価を行い、環境保全のための措置を検討することにより、環境に配慮した事業としていくための制度となります。手続の流れとしましては左の下の図に示したとおり、まず、事業の位置、規模等の検討段階における環境保全のために配慮しなければならない事項について示した配慮書、配慮書に基づきどのように環境影響評価を行うかの方法を示した方法書、方法書に基づき実施する調査、予測、評価その結果に対する環境保全対策の検討結果について事業者自らの考えを示した準備書の手続を経て最終的に評価書を作成し、事業を実施していくこととなります。環境影響評価の対象となる事業としては右の表に示したものとなりますが、今回ご報告いたします、佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線は中部横断自動車道、高速自動車国道であるため第1種事業に該当しており、環境影響評価の手続が必要となります。

4ページをお願いいたします。ここでは環境影響評価法に基づく都市計画特例についてご説明をいたします。環境影響評価法第38条6の規定では対象事業が都市施設として都市計画に定められる場合の特例として当該都市施設を決定する都道府県知事が事業者に代わるものとして環境評価の手続を行うこととされております。都市計画決定権者が、事業者に代わって環境影響評価手続を行う理由としては中段以下にお示しするとおり環境影響評価、その他手続により得られた情報を都市計画の内容の検討に活かせるような仕組みとすることが、適当であることがあげられます。また、環境影響評価、その他の手続を都市計画決定手続と合わせて行う理由としては、双方とも国民に対して正確な情報を提供して広範な意見を集め公平中立的な判断を行うことを基本する手続であり、双方で公告、縦覧や意見書の提出といった類似した手続が設けられていることなどが示されております。

5ページをお願いいたします。ここでは都市計画特例の具体内容についてお示ししています。準備書の公告縦覧と都市計画案の公告縦覧を合わせて行うこと、準備書に対する意見書と都市計画の案に対する意見書は内容が不分明の場合、双方の意見書とみなすこと、評価書を都道府県都市計画審議会に付議することなどがあげられます。今回ご報告します佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線につきましてはこの都市計画特例に基づき、都市計画決定権者である長野県が事業予定者である国土交通省関東地方整備局に代わって環境影響評価の手続を行うことになるものです。以上、環境影響評価と都市計画の関係についてご説明をさせていただきました。

続きまして6ページをお願いいたします。佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線いわゆる中部横

断自動車道の経緯と概要になります。中部横断自動車道は、起点の静岡県静岡市旧清水市から終点の長野県小諸市までを結ぶ全体延長約132キロメートル、4車線の高速自動車国道でそのうち県内区間については上信越自動車道佐久小諸JCTから八千穂高原ICまでの間が暫定2車線で供用をしております。

今回の対象区間は左の図に赤い丸で示した山梨県北杜市から長野県佐久穂町までの約40キロメートルまでの未整備区間で、このうち県内区間としましては右の図に示します南牧村の山梨県境から八千穂高原ICまでの間となります。未整備となっている長坂から八千穂間につきましては平成22年から事業予定者である国土交通省関東地方整備局が地域の意見を聞きながら計画段階において事業評価を行う計画段階評価のを実施しています。計画段階評価の結果、平成27年4月に一部1キロメートルルート帯を含む3キロメートルルート帯が決定されました。その後長野県区間については国土交通省長野国道事務所、長野県及び関係6町村で構成される中部横断自動車道長坂から八千穂、長野県区間にかかる計画調整会議が設置され、平成30年7月の第2回会議において1キロメートルルート帯、及びICの概略位置が決定されました。1キロメートルルート帯の決定を受け、長野県としましては佐久地域の産業、観光等の地域振興に資するとともに長野県と東海地域の都市と広域的に連絡し連携強化が図られる道路であることから円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路として都市計画に位置付ける方針を令和元年5月に決定いたしました。その後先ほどご説明した都市計画特例により都市計画決定権者である長野県と山梨県が事業予定者に代わり環境影響評価法方法書以降の手續を都市計画の手續と合わせて行っている状況となります。1キロメートルルート帯及びICの概略位置が示されて以降、事業予定者において環境影響評価を踏まえルートの詳細検討が行われてきましたが、本年の7月にルート事業予定者案が長野県に送付されたところでございます。具体のルート案が示されたことから今後本格的に手續が進んでいくこととなります。

7ページをご覧ください。ここからは本案件の都市計画決定の方針についてご説明をいたします。中部横断自動車道については日本海や太平洋の臨海地域と長野、山梨両県の連携交流を促進するとともに災害時の代替路や広域支援の機能を確保し、観光や高原野菜などの高付加価値資源の流通を支えるなど、とても重要な道路であり国土の骨格を形成する高速自動車国道の一端を担う根幹的施設であることに鑑み、都市計画区域外も含めた一体の都市施設として都市計画に位置付けていくことが必要と考えております。都市施設に位置付けることで計画段階における整備に必要な区域を明確にし、土地利用や各都市施設間の計画の調整を図るとともに、沿線住民の合意形成を促進するうえで大変意義があるものと考えております。

8ページをご覧ください。中部横断自動車道の長野県区間につきましては、小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、南牧村を通る道路になりますが、すでに供用している八千穂高原ICから佐久小諸JCT間につきましては平成8年に佐久都市計画道路及び一部、小諸都市計画道路として決定をしております。

沿線には佐久穂都市計画区域と小海都市計画区域も定められておりますが、両区域につきましては自然環境が豊かなうえ観光資源にも恵まれ早くから別荘開発が進んできている地域であり、自然環境の保全と適正な別荘地、住宅地の誘導を目的とした保全型の都市計画となっております。このため今回の延伸区間につきましては、既決定路線を変更することにより佐久都市計画道路として都市計画決定する方針となっております。なお、山梨県側におきましても長野県側の今回の手続とあわせて韮崎都市計画にて都市計画道路として決定する手続を進めております。

次に9ページをお願いいたします。環境影響評価と都市計画手続の大まかな流れを示しております。現在は環境影響評価方法書の手続が完了し、調査、予測及び評価が行われており、その内容等を踏まえて事業予定者が検討したルート案をもとに都市計画決定権者である長野県が都市計画の原案作成に着手している段階になります。都市計画の手続につきましては都市計画原案を作成したのち、説明会や公聴会を開催するなど地域の皆さまの御意見をお聞きしながら都市計画の案を作成してまいります。環境影響評価準備書及び都市計画の案を作成したのち双方を同時に公告縦覧することとなります。縦覧において地域の皆さまから意見をいただきその意見を踏まえて検討した環境影響評価書及び都市計画案を本都市計画審議会に付議し、都市計画決定をしていくこととなります。

続いて10ページをお願いいたします。今後の手続の流れ及び都市計画審議会の報告付議の予定についてご説明をいたします。こちらは先ほど説明した環境影響評価と都市計画の手続について都市計画決定権者が行う手続と事業予定者の関わりとで分けてより詳細に示したものになります。上段に都市計画の手続、中段に環境影響評価の手続、下段に事業予定者の関わりを示しております。ページ中央にあります赤点線が現在の時点を示しており、ルート事業予定者案の送付を受けて都市計画原案を作成している段階です。原案を作成したのちには都市計画法第16条に基づく説明会や公聴会を開催し、地域の皆さまから原案に対する意見をいただく予定です。都市計画原案の説明会につきましては、原案が固まり次第速やかに開催できるよう調整を進めている段階です。都市計画審議会に議案としてお諮りしますのは、環境影響評価書作成後となりますが、本日の説明から都市計画審議会への付議までの期間を要することからフローにお示ししております都市計画原案説明会や公聴会等、都市計画案の作成段階において、また都市計画案及び環境影響評価準備書に対する意見書等を取りまとめる段階などを節目、節目で皆さまに進捗状況の報告をさせていただければと考えております。報告は以上となります。

(柳沢議長)

ご苦労様でした。ただ今の説明に関しましてご質問、ご意見がありましたらお願いします。中條委員。

(中條委員)

ありがとうございます。16条説明会の時に環境影響評価に関するものというのは参考として説明され

るものでしょうか。フローだとちょっとわからなかったので補足いただければ。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

原案説明会の段階では、環境影響評価準備書等整っておりませんのでその部分についての説明はございません。あくまでもルート的位置ですとか構造についてご説明するような段階になっております。改めて準備書等ができた段階でそういった説明会等を実施する予定となっております。

(中條委員)

準備書の地元説明会の主催は事業予定者というかたちになるんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今回の手続につきましては、事業予定者に代わって長野県が実施しておりますので、準備書の説明会につきましても長野県が主催となります。

(中條委員)

そうすると、ここで書いている説明会というものは。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

長野県が実施します。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(中條委員)

はい、ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。宮入委員。

(宮入委員)

はい、宮入ですけれどもよろしくお願ひします。大変重要な事業でまた環境へも十分配慮されて進められているかなと感じました。そのためにもこの環境影響評価が適切に実施されているということは期

待するところではありますけれども1つ意見として聞いていただければと思うのは、しばらく前に大町の合同庁舎にいったら松本から糸魚川でオープンハウスをやっていたらそんなタイミングだったんですけどやはり住民の皆さん、さまざまな皆さんとの合意形成がこれからとても大事になってくるかなと思うんですが、環境影響評価の手續に則った説明会とか公聴会が当然のことながら予定されるかと思えますけれどもできるだけいろんな場面でオープンハウスのような手法かどうかはともかくとして、できるだけきめ細かく合意形成を図っていただきながら、またこういった審議会の際にそういったプロセスをご報告いただけるとありがたいなと、そんなふうに感じますのでよろしくをお願いします。

(柳沢議長)

ありがとうございます。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

宮入委員ご指摘のとおりきめ細かい説明のプロセスが必要だと考えておりますので、内容ですとか方向につきましても検討していきたいと思っております。

(宮入委員)

よろしくをお願いします。

(柳沢議長)

高瀬委員。

(高瀬委員)

お聞きしたいんですけど、この環境影響評価の範囲というのはICまでぐらいですよ。ICからとりわけ取り付け道路って必要なところがでてくると思うんですけどそれは、ここでは入ってこないんでしょうけれどもやはりインターから取り付け道路のところは同じように事業の影響があるかもしれないのでそのあたりというのはどのように配慮されて、やっついこうと思っておりますか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今回1キロルート帯を示したあとでこのルートを検討しております、高瀬委員ご指摘のとおりアクセス道路についても本線の道路として決定する予定としております。その部分についての環境影響評価というのは当然行っていきますので高瀬委員が言われる部分については今回のアセスの中で含んでいるというふうに考えております。

(高瀬委員)

インターの場所言えないから言えないんでしょうけれども、のちのちその状況を言っただけであればと思いました。

(柳沢議長)

他にはいかがでしょうか。はじめに説明があったかもしれませんが全体としてはいつ頃までにできる目標にしていますか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

現段階では、いつを目標にというのはお示しすることはできない状況ですが、説明会については早い段階でできるように関係機関と調整を図っているところでございます。

(柳沢議長)

特に目標は設定されていないんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

はい、これから手続を進めていくにあたりまして公聴会ですとか、そこでのご意見の数ですとか、また山梨県との進め具合によっても進捗度合いが変わってくる部分がございますので現段階ではいつを目標にということは想定はしていない状況でございます。

(柳沢議長)

前の諏訪湖の周辺の高速度道路でアセスの問題をかなりだいぶやり取りがあったんですが、その時に1つ問題があったのは都市計画審議会というのはアセスの内容にどこまで責任とかどこまで踏み込んでやるべきなのかやっていいのか、ちょっとよくわからないというふうにいろいろでまして、その時事務局のほうから一応整理していただいたんですけど、まだよくわかりきっていないのですが、私の理解では、アセスメントに関するアセスメントの内容とかあるいは進め方とかそういうことに関しては基本的には技術委員会というのがあってそちらでしっかり抑えているのでそこはある意味では責任は感じていただかなくてもいいと、ただしそれに対して意見を言ってももちろん差支えない、そんなことでしたか。それで、都市計画審議会としては都市計画で判断すべきそのルートの位置の妥当性とかあるいは規模の妥当性とか設計内容の妥当性とかあるいはそもそも必要性とかそういうことについてしっかり議論をしていただくそんな役割分担という認識でいいのかなど。どうでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

会長の言われるとおりでございまして、アセスメントの部分については環境部のほうで環境影響評価技術委員会という別の会議を設けておりまして、そこで調査の方法ですとか詳細については議論をしていただいたうえで環境の知事意見にそれが反映されるというような仕組みになっております。その意見をもとに評価書が作成されるということですので基本的には評価書の細かい内容についてそこで議論がされているという認識でよろしいかと思えます。その結果につきましては、当審議会へも報告させていただきますので、その結果を踏まえて道路の必要性ですとか位置の妥当性、規模の妥当性、そういったことをご議論いただくようなかたちになるかと思えます。

(柳沢議長)

そんなところですが、他に言い忘れありませんか。節々に報告というのが最後ありましたが、次の節はどのへんでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今回は説明会があったあとくらいにその辺の状況を踏まえてご報告できればというふうに考えております。

(柳沢議長)

時期としては。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今の段階では未定でございます。

(柳沢議長)

未定ですか。はい、わかりました。よろしいでしょうか。今日は議案が少なくてこれで終わりなんです、よろしいですか。

それではこれについては報告ということですので、以上といたします。案件に関係なく委員の皆さんから何か一言ありましたらご発言いただいて結構ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは事務局のほうから。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたりまして、慎重審議いただきありがとうございました。次回の開催日につきましては本日お配りいたしました、当日配布資料6ページに記載のとおり令和5年11月中旬を予定しております。先の日程で誠に恐縮ではございますが、委員の皆さまには本日お帰りの際、または9月22日金曜日までに事務局までご都合をお知らせくださるようお願いいたします。

4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは以上を持ちまして第217回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。